

●よくあるご質問

〔他の奨学金との関係について〕

Q 1 愛知県高等学校等奨学給付金など、他の奨学金との併給は可能ですか。

A 1 愛知県高等学校等奨学給付金や他の奨学金との併給も可能です。

〔保護者等について〕

Q 2 市外に単身赴任している保護者がいる場合、対象になりますか。

A 2 保護者等の一方が単身赴任等で名古屋市外に住民登録がある場合でも、生徒と同居する保護者が名古屋市内に住民登録があれば対象となります。

Q 3 基準日である7月1日時点では名古屋市に住民登録をしていましたが、転居して現在は名古屋市外に住民登録しています。対象になりますか。

A 3 対象になります。申請時に、7月1日時点の住所を入力してください。

Q 4 離婚後、父母が共同親権者になりました。税情報等の確認対象となるのは共同親権者2名ですか。

A 4 生徒と同一生計の親権者が確認対象となります。なお、生徒と同一生計の親権者が再婚している場合は、Q 5をご確認ください。

Q 5 生徒が親権者（共同親権の場合は、Q 4参照）とその再婚相手（親権者の配偶者）と同居しています。再婚相手は生徒と養子縁組をしておらず親権者ではありませんが、税情報等の確認対象になりますか。

A 5 対象となります。保護者等として申請してください。

〔申請書について〕

Q 5 学校で使用している氏名が、住民票上の氏名と異なる場合、申請書の氏名の表記はどのようにすればよいですか。

A 5 ○ 電子申請の場合

入力フォームの「生徒の氏名」に、住民票上の氏名を入力してください。外国籍の方は在留カードに記載されている氏名で入力をお願いします。また「生徒の通称名」に、学校で使用している氏名を入力してください。

○ 紙申請の場合

「申請者」欄に住民票上の氏名を記入してください。

なお、奨学生と認定された場合に奨学金の振込先となる預金口座の名義も、申請者氏名（住民票上）と合致している必要があります。

〔所得証明書類について〕

Q 6 所得証明書類（課税証明書）の提出が必要な場合で、保護者の一方が、もう一方の保護者の控除対象配偶者になっている場合に、主たる生計維持者1名分の所得証明書類の提出で足りるかどうか。

A 6 保護者等の全員分の市町村民税の所得割額を確認する必要があるため、控除対象配偶者になっている場合でも、所得証明書類は2名分提出が必要です。ただし、所得証明書類の提出が必要になるのは、次のいずれかに当てはまる方です。

- ① 令和8年1月1日現在、生徒及びその保護者等が名古屋市に住民登録をしていない
- ② 紙による申請を行う方で、奨学金支給申請書（紙）の同意事項欄に同意をしない
- ③ 紙による申請を行う方で、奨学金支給申請書（紙）の同意事項欄に同意をするが、高等学校等奨学給付金等の申請において所得証明書類を学校に提出していない

〔奨学金の振込みにについて〕

Q 7 奨学金が振込まれる金融機関に制限はありますか。

A 7 ネット銀行含め、三菱UFJ銀行（名古屋市の指定金融機関）との間で口座振替が可能な金融機関であれば振込可能です。